

# SUITECLOUD TERMS OF SERVICE

**重要事項**：このSuiteCloud Terms of Service（以下「本契約」といいます）は、SuiteCloudテクノロジー及び開発資産（本契約に定義のとおり）の使用について規定するものです。本契約は、末尾の「I agree（同意します）」ボタンをクリックした時点で、法的拘束力を生じます。「I agree（同意します）」ボタンをクリックする前に、本契約をよくお読みください。

貴殿は、自らの所属先企業（又は他の法人）を代表して本契約を締結する権限を有する旨を、表明します。かかる権限を有しない場合、又は本契約の条件に同意しない場合には、「I agree（同意します）」ボタンをクリックせず、「I disagree（同意しません）」ボタンをクリックしてください。

本契約は、「I agree（同意します）」ボタンをクリックした日に、効力を生じます。

## 1. 定義

「対象バンドル」とは、標準オブジェクトのカスタマイゼーション、データ、構成又は修正の集合体であって、対象サービスとともに対象ユーザーにより使用されることを目的として、SuiteBundlerを用いて生成されたものをいいます。

「SuiteApp」とは、(i) 標準オブジェクトのカスタマイゼーション、データ、構成又は修正の集合体であって、対象サービスとともに対象ユーザーにより使用されることを目的として、SuiteBundler以外のSuiteCloudテクノロジーを用いて生成されたもの、又は(ii) 対象バンドルをいいます。

「顧客データ」とは、対象サービス上に格納されるデータのうち対象ユーザーに関するか、又は対象ユーザーから提供された一切のものをいいます。

「カスタマイゼーション」とは、カスタマイズされたオブジェクト、スクリプト、プラグイン又はワークフローであって、開発者により開発され、かつ対象サービスと合わせて使用されることが意図されているものをいいます。

「開発資産」とは、一切のSuiteApp、カスタマイゼーション、プラグイン、ソフトウェア、テクノロジー、発明その他の項目であって、その全部又は一部がSuiteCloudテクノロジー又はSuiteCloud IDEを用いて開発者により作成され、考案され又は実施されたもの、及びこれらについての一切の知的財産権をいいます。

「開発者」とは、対象ユーザーのうち、開発資産を作成するか又は開発資産を対象ユーザー若しくは第三者に提供する者をいいます。開発者がオラクルである場合もあります。

「主要規約」とは、対象ユーザーとオラクルとの間の契約（例えば、License Agreement、Subscription Services Agreement、SuiteFlex or SuiteCloud Developer Network Program Agreement、Solution Provider Agreement、Trial Account Agreement、Systems Integrator Agreement、Referral Partner Agreement、Reseller Agreement若しくはこれらに類する契約、又はかかる契約のいずれも存しない場合においては、該当の時点での最新版のメインサービス規約であって[www.netsuite.com/tos](http://www.netsuite.com/tos)に掲載のもの）をいいます。

「オラクル」とは、日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社をいいます。

「禁止対象オープン・ソース・ソフトウェア」とは、ソフトウェアのうち、アクセス、使用、複製、修正又は再配布の条件として、当該ソフトウェア又はその二次的著作物につき、ソース・コード形式で開示し若しくは配布すること、二次的著作物を作成する目的でライセンスすること、又は無償で再配布することを要求する契約条件の適用を受ける一切のものをいいます。禁止対象オープン・ソース・ソフトウェアには、GNU Affero General Public License、GNU General Public License又はGNU Lesser/Library GPLに基づき配布されるソフトウェアも含まれますが、これらに限定されません。

「対象サービス」とは、NetSuiteクラウド・ベースのビジネス管理アプリケーションのスイートであって、Financials/Enterprise Resource Planning、Customer Relationship Management、Professional Services Automation及びオムニチャネル・コマース・ソフトウェア・スイートを含みます。本契約の目的上、「対象サービス」には、対象サービスの一切のアップデート、修正、バグ修正、アップグレード、機能強化及び新バージョン、並びに一切の対象サービス・バンドルも含まれます。

「対象サービス・バンドル」とは、対象サービスのモジュール又は機能としてオラクルにより提供されるSuiteAppであって、Estimate/Order Formに基づき対象ユーザーにより調達されるか、又は他の何らかの方法で「対象サービス・バンドル」である旨がオラクルにより表示されたものをいいます。

「SuiteCloudテクノロジー」とは、本契約に基づきオラクルから対象ユーザーに提供されるテクノロジーであって、データ又は機能についての対象サービスへの又は対象サービスによるカスタマイズ、自動化、インポート、エクスポート又は統合のために使用することのできるものをいいます。これには、一切の (i) アプリケーション・プログラミング・インターフェース、(ii) 拡張機能、(iii) ライブラリー、(iv) ツール、(v) プラグインを有効化するインターフェース、(vi) サンプル・コード、及び (vii) ドキュメントも含まれますが、これらに限定されません。SuiteCloudテクノロジーには、SuiteBuilder、SuiteFlow、SuiteScript、SuiteScript Debugger、SuiteTalk、SuiteBundler、SuiteCloud Development Framework、SuiteGL及びSuiteSignOnも含まれますが、これらに限定されません。SuiteCloudテクノロジーには、対象サービス・バンドルは含まれません。

「第三者ツール」とは、オラクル以外の者により開発されたツール、プラットフォーム、環境又は機能であって、対象サービスを介するか又は対象サービスを用いてアクセスできるものをいいます。第三者ツールには、オープン・ソース・ソフトウェアが含まれる場合があります。

「対象ユーザー」とは、対象サービスの許可ユーザーをいうものとし、本契約においては、主要規約に基づき対象サービスについてアクセス権及び使用权を有している主体又は当該主体による授權を受けた個人を含みます。

## 2. 他の契約の適用範囲

対象サービスへのアクセスのために対象ユーザーは既に主要規約を締結しています。SuiteCloudテクノロジーの使用は本契約に準拠し、本契約には、SuiteCloudテクノロジーを用いた素材（開発資産も含みますが、これに限定されません）の開発に関係する条件が含まれています。本契約に明示的に定める場合を除き、主要規約と本契約との間に矛盾がある場合には、対象サービスへのアクセス及びその使用に関しては主要規約が適用されるものとし、SuiteCloudテクノロジーの使用、SuiteCloudテクノロジーを用いた素材の開発及びSuiteCloudテクノロジーを用いて開発された素材の使用に関しては本契約が適用されるものとします。

## 3. ライセンス、権利、制限事項

- (a) 対象サービス 対象サービスへのアクセス及びその使用についての対象ユーザーの権利は、主要規約に定めるとおりとします。
- (b) SuiteCloudテクノロジー 対象ユーザーによる本契約（本契約に記載の制限事項も含みます）及び主要規約の遵守並びに該当の一切の料金の支払いを条件として、オラクルは、対象サービスに関連して使用される開発資産の作成、保存、使用、提供、インストール又はアンインストールを目的としてSuiteCloudテクノロジーを使用するための非独占的、限定的かつ譲渡不能の権利及びライセンスを対象ユーザーに付与します。オラクルは、対象サービスを通じて、ドキュメントにおいて、又はサポートに関連して、SuiteCloudテクノロジーを利用可能なものとする場合があります。一部のSuiteCloudテクノロジーは、オラクルが書面（いかなる文書、通知又は他の使用について規定する契約を含みます）にて特に許可を与えた場合及びSuiteCloudテクノロジーによって可能となった場合、対象ユーザーによって修正することができる場合があります。オラクルが、SuiteCloudテクノロジー内に又はSuiteCloudテクノロジーと合わせてオープン・ソース・ソフトウェアを含めている限りにおいて、本§3(b)は適用されないものとし、当該オープン・ソース・ソフトウェアを規定するオープン・ソース・ソフトウェア・ライセンスが、対象ユーザーによる当該オープン・ソース・ソフトウェアへのアクセス及びその使用に対し適用されるものとします。
- (c) 制限事項 対象ユーザーは、次のいずれの行為も行わないものとします。(i) サービス・ビューロー用途、アウトソーシング、貸与又はタイムシェアリングのために対象サービスを使用すること、(ii) オラクルの書面による事前許可を得ることなくボリューム・テスト、ストレステスト、セキュリティ・テスト又は性能テストの実施のために対象サービスを使用すること、(iii) オラクルにより提供された何らかのドキュメント又はその他のコンテンツについて複製、配布又は組み込みを行うこと、(iv) 対象サービス又はSuiteCloudテクノロジーについてコピー、変更又は派生物の作成を行うこと（本契約において明示的に許可されている場合を除きます）、(v) 対象サービスのいずれの部分についてであれリバース・エンジニアリング、リバース・アセンブル、逆アセンブル又は逆コンパイルを行うこと、(vi) 対象サービス又はSuiteCloudテクノロジーについて、ソース・コードの発見を試みること（オラクルから提供された場合を除きます）、又は対象サービス若しくはSuiteCloudテクノロジーの無許可の修正版を使用すること、(vii) 類似若しくは競合する製品又はサービスの開発のために、対象サービス若しくはSuiteCloudテクノロジーを使用すること、(viii) 対象サービス又はSuiteCloudテクノロジーに無許可のアクセスを行う、又はこれを試みること、(ix) 対象サービス又は対象ユーザーによる対象サービスへのアクセスを妨げ、又は中断すること、(x) 対象サービスに禁止対象オープン・ソース・ソフトウェアを導入すること、(xi) オラクルの競合者に対し、SuiteCloudテクノロジー又は本契約に定めるその権利若しくはライセンスの使用を許可すること、(xii) 対象サービスのアカウントに関する制限若しくは要件を回避若しくは超過することを目的として、第三者、対象ユーザー又は他の開発者による実行を許可し又は可能とするために、対象サービス、第三者ツール又はSuiteCloudテクノロジーを使用すること、また、アクションの提出又は結果の閲覧を行う各個人に対する許可されたアカウントなしに、対象サービスに対するアクション若しくはリクエストの提出、又は対象サービスへの何らかの結果の表示を行うこと、又は (xiii) 対象ユーザーとならず、開発資産の利用者が、対象サービスに対して処理及び保存させるリクエスト又はトランザクションを送信するために第三者の技術を利用することを主たる目的及び効果として、対象サービスの機能を、第三者から提供された同一又は実質的に類似の機能へと、置き換えること。
- (d) 性能品質 主要規約に定められる場合を除き、オラクルは、全ての対象ユーザー向けに、性能品質を管理するために、対象サービスの使用を制限し又は測定することができるものとします。
- (e) セキュリティ 開発者は、全ての開発資産の開発、導入及び使用に関連して、適切かつ一般的なセキュリティ・プラクティスを用いるとともに、オラクルから随時提供されるオラクルのセキュリティ及びデータ・プライバシーに関する要件を常に遵守するものとします。上記を制限することなく、開発者は、顧客データの機密性、完全性及びセキュリティの維持のために合理的に十分な技術面、管理面及び運用面でのセキュリティ措置を講じるものとします。本§3(e)は、オラクルが開発者である限りにおいては、適用されないものとします。
- (f) 顧客データ 開発資産により対象サービス外において顧客データの伝送、保存又は処理が行われる限りにおいて、開発者は、対象ユーザーの書面による事前同意を得ない限り、次に掲げるいずれの行為も行わないものとします。(i) 対象サービス内において又は対象サービスへの再提出の場合において当該データの完全性に悪影響を及ぼすこととなる態様にて顧客データに変更を加えること、(ii) 該当の対象ユーザーによる明示的な許可がある場合を除き、顧客データを使用すること。開発者は、顧客データのいずれについても、対象ユーザーによる指示のみに基づき、かつプライバシーに関する適用法令に従って、維持及び処理を行うものとします。
- (g) 第三者ツール 対象ユーザーは、対象ユーザーによる第三者ツールへのアクセス及びその使用に対し追加的な条件が適用されることがある旨について、同意するものとし、パートナーは、本契約により許可されている対象ユーザーの活動に適用される限りにおいて、当該条件に同意するとともに、当該条件を遵守するものとします。別段の明示がある場合を除き、オラクルは、いかなる第三者の製品又はサービス（第三者ツールも含みます）との互換性も保証せず、また、オラクルは、対象サービス若しくはSuiteCloudテクノロジーの使用又はこれらとの相互作用の妨げとなる可能性のあるいかなる変更又は新規開発についても、責任を負いません。疑義を避けるために付言しますが、第三者ツールは、SuiteCloudテクノロジーではありません。

(h) **料金** オラクルは、API等の一定のSuiteCloudテクノロジーをEstimate/Order Formに基づく料金を利用可能なものとする事ができるものとします。さらに、オラクルは、開発者又は対象ユーザーに対し、開発資産の提供又はアクセス及び使用に先立ち、サブスクリプション料金、使用料金その他の料金のオラクルへの支払を請求することができるものとします。Estimate/Order Formに別段の指定がある場合を除き、支払うべき料金の全てを、オラクルが請求書を発行した月の末締め翌月末までに支払うものとします。

#### 4. 開発資産に関する特別条件

対象ユーザー又は開発者が、対象サービスを通じ又は対象サービスに関連して、対象ユーザーに開発資産を利用可能なものとする限りにおいて、以下の条件が適用されます。

(a) **ホスティング** オラクルは、対象サービスにおいて開発者により作成され又は他の何らかの方法で公開された一切の開発資産をホストし運用することができるものとします。これには、開発者により許可されたところに従い、サポートの提供又は対象サービスの適切な機能の維持を目的として当該開発資産をオラクルのアカウントにインストールする方法による場合も含まれますが、これに限定されません。かかる開発資産に定められた条件のいずれも、オラクルが本§4(a)に記載の自己の権利を行使する場合には、オラクルに対して適用されないものとします。

(b) **検査** オラクルは、一切の開発資産（それに関係するソース・コード及びドキュメントも含まれます）について、いつでも検査を行うことができるものとします。かかる検査中に、開発資産について本契約（本契約におけるセキュリティ又はデータ・プライバシーに関する要件も含まれます）への違反があるか、又は他の何らかの点で不足があるとオラクルが判断した場合、オラクルは、本契約を終了させ、当該開発資産の修正を開発者に要求し、当該開発資産のアンインストール若しくは無効化を行い、当該開発資産のアンインストールを開発者若しくは対象ユーザーに要求し、又は当該違反その他の問題が解消するまで開発者による対象サービスへのアクセスを停止することができるものとします。

(c) **対象ユーザーへの開発資産の提供** 本契約に記載の制限事項、及び該当の一切の登録要件に従い、かつ、開発者が、当該開発資産の提供主体及び責任主体を認識し得る表示をしたラベルを開発資産に対し適切に付すことを条件として、開発者は、該当のドキュメントに詳述されたところに従い、自らが開発した開発資産を対象サービス内で他の対象ユーザーに提供することができるものとします。その提供に際し、開発者は、次の事項について単独で責任を負うものとします。(i) ドキュメントに詳述されたところに従い開発資産へのアクセス及び開発資産のアクセス可能属性情報を制御すること、(ii) アクセス及び使用を規律する条件、及び(iii) 開発資産を対象ユーザーの対象サービス・アカウントにインストールするに先立っての許可アカウント・アクセス権及び必要な一切の許可を確保すること。

(d) **対象ユーザーへのライセンス許諾** 開発者は、対象ユーザーに対し、開発資産内で定める又は対象ユーザーが別途同意する使用条件に従って開発資産にアクセスする権利を付与します。かかる使用条件の記載がなく対象ユーザーによる別途の使用条件への同意も存しない限りにおいて、開発者は、対象ユーザーに対し、対象サービスに関連して開発者から対象ユーザーにアクセス権の付与がなされた一切の開発資産の複製、インストール及び使用のための非独占的な権利及びライセンスを許諾します。開発資産に関して開発者から対象ユーザーに付与されたいかなる権利にもかかわらず、開発者は、オラクルと対象ユーザーとの間の契約であって当該対象ユーザーによる対象サービスへのアクセス及びその使用に関するものに基づく権利をオラクルが開発者への通知を要することなくかつ開発者に対し何ら責任を負うことなしにいつでも行使することができる旨に、同意します。これには、対象サービスを無期限に停止し若しくは終了させる権利、又は対象サービスをいつでも取り止める権利であって、当該開発資産についての対象ユーザーによるアクセス及び使用に影響を及ぼすこととなるものも含まれますが、これらに限定されません。

(e) **テスト** オラクルの要請があった場合、また、SuiteAppの各リリースを対象ユーザーその他の第三者に提供する前に、オラクル及び開発者は、次の事項を行う旨について、合意します。(i) SuiteAppについて自動化されたテスト・フレームワークを設定すること、(ii) メンテナンス・リリースを含む対象サービス及びその他のアプリケーションの各アップグレード版に係るSuiteAppのテストを自ら行うか又は開発者にテストを行わせること、及び(iii) SuiteAppのリリースを承認すること。上記事項に関連して、かつ開発者がそれを行う法的権限を有する限りにおいて、開発者は、当該SuiteAppの使用及び操作性にとって必要とされる一切のツール、ドキュメント、コンポーネント及び環境についても、アクセス権及び使用権を提供するものとします。開発者は、オラクルから要請を受けた場合に限り、オラクルの指示に従いオラクルと協力して負荷テスト及びセキュリティ・テストを実施するものとします。

#### 5. 知的財産権

(a) **開発者の所有権** §5(b)を条件として、開発者とオラクルとの間において、開発者は、開発資産についての自己の権利、権原及び権益を留保します。

(b) **オラクルの所有権** オラクルと対象ユーザーとの間において、オラクルは、対象サービス、SuiteCloudテクノロジー及びオラクルにより開発された開発資産（これに係る一切の知的財産権も含まれます）、並びに本契約、対象サービス及びSuiteCloudテクノロジーに関連してオラクルにより開発、作成又は設計がなされた、発明、着想、システム、プログラム、ソフトウェア、ソース・コード、モジュール、アプリケーション、ドキュメント（紙媒体又は電子形式のレポート、分析結果その他の報告書も含まれます）及びその他の作業成果物に関連する一切の知的財産権についての一切の権利、権原及び権益の独占的な所有者です。

(c) **コミュニケーション** 対象ユーザーからオラクルに対して、SuiteCloudテクノロジー及び対象サービスを含むNetSuite製品又はサービスに関する提言、機能強化依頼、推奨、提案、文書その他のフィードバック（これらを総称して以下「コミュニケーション」といいます）が提供された場合、対象ユーザーは、対象ユーザーへの対価支払い及び権利帰属表示（種類の如何を問いません）のいずれも要することなしに態様の如何を問わず当該コミュニケーションの使用、変更及び頒布を行うための無償、全世界対象、譲渡可能、再許諾可能、取消不能かつ永久的な権利及びライセンスをオラクルに許諾したことになります。

(d) **非係争** 開発者は、オラクル、その関連会社、ライセンシー、請負人又は対象ユーザーのいずれに対してであれ、開発資産における又は開発資産の使用に関係するいかなる特許についても、「請求等」を行わない旨を誓約します。本契約の目的上、「請求等」とは、性質の如何を問わず何らかの訴えを、何らかの法律、司法、仲裁、行政、執行その他の種類の機関又は審判所であって当該訴

えの全部又は一部についての裁定を下す権限を現に有するか又は有すると称されているもの（米国の州裁判所及び連邦裁判所、米国際貿易委員会、並びにこれらのいずれかに相当する外国の機関も含まれますが、これらに限定されません）において、提起することをいいます。

## 6. 第三者のアプリケーション及びサービス

(a) シングル・サインオン 対象サービスは、シングル・サインオン統合を有効化しています。シングル・サインオンの有効化により、対象ユーザーは、自己のユーザーに対し、第三者のサービスから対象サービスへ直接アクセス及びその使用することを認めることとなります。かかる第三者サービスは、対象サービスと同一の認証及びセキュリティ機能を備えていない場合があります。対象ユーザーは、シングル・サインオンにより有効化された対象サービスの使用、当該対象サービスへのアクセス又は当該対象サービスからのアクセスに起因する一切のリスク及び責任を負うものとしします。

(b) 法令遵守 対象ユーザーは、全ての開発資産をともなう対象サービスについての自らによる使用が、一切のセキュリティ、規制その他に関する法令遵守義務に準拠することを、表明し保証します。これには、支払カードに関する業界データ・セキュリティ基準（以下「PCI DSS」といいます）の要件も含まれますが、これに限定されません。開発者は、開発資産の使用のための認証又は資格情報を当該開発資産に直接入力することを対象ユーザーに求めるものとしします。

## 7. 契約の終了

対象ユーザーが本契約若しくは主要規約に違反している、又は他の何らかの態様で対象ユーザーが不法な行為をしていると、オラクルが合理的に判断した場合、オラクルは、SuiteCloudテクノロジーについての対象ユーザーのアクセス権を停止し又は終了させることができるものとします。対象ユーザーは、本契約の規定に基づくSuiteCloudテクノロジーに対する対象ユーザーのアクセス権の終了について対象ユーザーへの通知なく行われる場合がある旨に、同意するとともに、対象ユーザーは、SuiteCloudテクノロジーへの対象ユーザーによるアクセスをオラクルが即時に無効化し又は終了させることができ、また、その後におけるSuiteCloudテクノロジーのいかなる使用もオラクルが禁止することができる旨について、同意します。対象ユーザーは、本§7に基づくSuiteCloudテクノロジーについての対象ユーザーのアクセス権の終了に関し、対象ユーザー又は第三者のいずれに対してもオラクルが責任を負わない旨に、同意します。SuiteCloudテクノロジーについての開発者のアクセス権をオラクルが終了させた場合、開発者は、開発資産への正当なアクセス権を受けた対象ユーザーが、対象ユーザーと開発者との間の契約又は本契約の条件に基づき当該開発資産についてアクセス及び使用を継続することとなる旨についても、同意します。

## 8. 表明

(a) 対象ユーザー、及び適用のある限りにおいて開発者は、次に掲げることに同意し、これらを表明及び保証します。(i) 開発資産、及び開発資産に関連して使用される一切の素材（第三者ソフトウェア又はオープン・ソース・ソフトウェアも含まれます）のいずれも、現在及び将来にわたり、第三者の権利を侵害するものでないこと、(ii) 対象サービスにおいて又は対象サービスを通じて、第三者の権利（プライバシー及びパブリシティに関する権利も含まれます）を侵害する素材を提出しない旨、(iii) 対象サービスにおいて又は対象サービスを通じて、誹謗中傷、不法、猥褻、名誉毀損、脅迫、ボルノ、ハラスメント、憎悪、人種差別若しくは民族差別に当たる素材又は犯罪と認められる行為、民事責任を生じさせる行為、法律に違反する行為その他不適切な行為を奨励する素材を、提出せず、公開しないこと、(iv) 全ての適用のある規則、セキュリティその他のコンプライアンス上の義務又は開発資産に関連する業界固有の基準（いかなる適用のある輸出要件、PCI DSS要件、並びに全ての適用のあるクレジット・カード協会、決済ブランド及びカード加盟銀行に固有の運用規則も含まれますが、これらに限定されず、また、いずれも随時改定されることがあります）の遵守を維持すること、(v) 開発資産の使用を規定する自己のプライバシー・ポリシー又は機密保持義務に係る条件を維持するとともにその条件を厳格に遵守すること、(vi) 開発資産は、クレジット・カード又は社会保障データを、対象サービス内における、当該データのために暗号化された指定の領域にのみ保存すること、(vii) 開発資産は、対象ユーザーに、対象サービスにおける許可された使用方法を超過する使用を可能とするもの若しくは超過を生じさせるもの、又はその他オラクル又は第三者との契約の違反を可能とするもの若しくは違反を生じさせるものではないこと、また、(viii) 対象サービスにおいて又は対象サービスを通じて提出される素材（開発資産も含まれます）に、いかなるウイルス、トロイの木馬、トラップ・ドア、保護コードその他の内部コンポーネント、デバイス又はメカニズムであって次のいずれかを目的とするものが存在しないこと。(A) 開発資産又はその他の開発若しくはインストールされたソフトウェアにより、そのドキュメントに記載されているもの以外の重要な機能を実行させること、(B) 対象サービスその他のシステム、プロセス又はデバイスについて、停止、中断、アクセスの制限、不適切若しくは不正なアクセス若しくは使用の許可、又は妨害を生じさせること、又は (C) 開発資産その他のシステム、プロセス若しくはデバイスを通じてアクセスされた又はこれらにより処理されたデータその他の情報を漏えいさせること。上記の表明は、開発者がオラクルである場合には、適用されません。

(b) 開発資産を第三者に提供する場合、開発者は、アクセスの制御、開発資産へのアクセスに適用される条件、及び開発資産の性能又は性能未達について、単独で責任を負うとともに、オラクルに代わっていかなる表明又は保証も行わないものとしします。これには、当該開発資産についてオラクルによるテスト、認証又は是認がなされている旨の表明も含まれますが、これらに限定されません。

## 9. 免責事項

適用法に基づき許容される最大限の範囲で、本契約に基づきオラクルにより提供されるSuiteCloudテクノロジー及び開発資産は、いかなる種類の保証もなく「現状有姿」かつ「提供可能な限り」で提供されるものです。いかなる明示又は黙示の保証（商品性、特定目的への適合性、権原及び第三者の権利の非侵害に関する黙示の保証も含まれますが、これらに限定されません）も、本契約により、明示的かつ完全に否認されます。オラクルは、SuiteCloudテクノロジー、オラクルにより開発された開発資産、又は本契約に基づきオラクルにより提供された他の素材について、次のいずれの表明も行いません。(i) エラーがないこと、(ii) ウィルスその他の有害なコンポーネントが存在しないこと、(iii) 使用者の要件に適合すること、又は (iv) 当該品目に不具合が存した場合に不具合が是正されること。

オラクルは、オラクル以外の開発者により開発された開発資産その他の素材のいずれについて責任を負いません。開発者と対象ユーザーとの間の契約に別段の定めがない限り、開発者により提供される開発資産のいずれも、いかなる種類の保証もなく「現状有

姿」かつ「提供可能な限り」で、提供されるものです。いかなる明示又は黙示の保証（商品性、特定目的への適合性、権原及び第三者の権利の非侵害に関する黙示の保証も含みますが、これらに限定されません）は、本契約により、明示的かつ完全に否認されます。

対象ユーザーは、対象サービスの使用を通じて取得される素材又はデータ（他の対象ユーザー又は開発者により提供される素材も含みますが、これに限定されません）の使用が、自己の裁量及び危険負担により行われるものである旨について、理解し、同意します。対象ユーザーは、かかる素材のインストール、使用又は削除に起因するいかなる損害についても、単独で責任を負うものとします。

一定の法域の法律においては、黙示的保証の制限、又は一定の損害賠償義務の排除若しくは制限が認められていません。これらの法律が対象ユーザーに適用される場合には、上記の否認、排除又は制限の一部又は全部が対象ユーザーに適用されない場合があります、対象ユーザーが追加の権利を有する可能性があります。

## 10. 補償

対象ユーザーは、対象ユーザーにより開発された開発資産又は対象ユーザーによる本契約の違反に起因又は関連する一切の請求、訴訟、法的手続、損失、損害及び責任（弁護士報酬も含みます）について、オラクル及びその関連会社並びにこれらのサプライヤー、ライセンサー、顧客及び請負人に対し補償を行い、これらの者を防御し（オラクルの選択及び選定内容に基づくものとします）、かつこれらの者を免責するものとします。上記に関連して、対象ユーザーは、オラクルにとって合理的に同意可能な弁護士を選定したうえで、本§10の対象範囲である一切の訴訟に関する最新情報の詳細を月次でオラクルに提供するものとします。対象ユーザーは、オラクルの書面による事前同意がある場合を除き、オラクルに責任を課すこととなるか又はオラクルの権利を制限することとなるいかなる和解も行うことができません。

## 11. 責任の制限

いかなる場合においても、オラクルは、訴訟方式にかかわらず、また、契約、不法行為（過失も含みます）、厳格製造物責任その他いかなる事由によるかを問わず、使用機会の喪失、データの消失、事業の中断、ダウンタイム、逸失利益、間接的損害、特別的損害、懲罰的損害賠償、付随的損害又は派生的損害（種類の如何を問いません）のいずれについても、それが責任を負わないものとします。これは、オラクルが損害発生の可能性を認識していた場合においても、同様とします。対象ユーザーは、対象サービス及びSuiteCloudテクノロジーが対象ユーザーの目的にとって正確又は十分なものであるか否かの判断について、全ての責任を負います。いかなる場合においても、本契約に起因又は関連するオラクルの対象ユーザーに対する責任の総額は、100米ドルを超えないものとします。

## 12. 機密保持

(a) **定義** 本契約の目的上、「機密情報」とは、秘密性及び専有財産性を備えたオラクルの情報のうち、口頭によるか又は書面によるかを問わず対象ユーザーに対し開示されたものであって、かつ機密若しくは専有財産である旨が書面若しくは口頭により表示されていたか、又は通常人であれば機密若しくは専有財産であると理解される一切のものをいいます。上記にかかわらず、機密情報には、対象サービス、SuiteCloudテクノロジー、開発資産その他の素材であってオラクルにより提供されるもの、NetSuite製品及びサービスのロードマップ情報、顧客データ（対象ユーザーに帰属するものを除きます）、並びに対象サービス又はSuiteCloudテクノロジーに関係するサポート・ケースも含まれます。

(b) **義務** 対象ユーザーは、次に掲げる事項に同意します。(i) オラクルから開示された一切の機密情報を機密に保持すること、(ii) 本契約に基づく対象ユーザーによる義務履行又は権利行使のために必要な範囲を除き、オラクルの機密情報について使用又は開示しないこと、(iii) 対象ユーザーが自己の同様の情報及びデータの機密性の保護に用いているのと同じ方法で機密情報の機密性を保護すること（当該機密情報の保護においては、常に、少なくとも合理的な水準の注意を払うものとします）、また、(iv) 許可を受けた「知る必要」がある人へのみ機密情報を利用可能にすること。上記にかかわらず、本§12は、法律、裁判所その他強制力のある政府当局の命令又は規制により開示が求められる限りにおいて、機密情報の開示を禁止するものではありません。ただし、対象ユーザーは、開示制限命令その他の救済を申し立てる機会をオラクルに与えるのに十分な書面による事前通知を、第一にオラクルに対し行うことを条件とします。

(c) **例外** 機密情報は、次のいずれかに該当する情報を含まないものとします。(i) その開示の時点で既に公知であったか、又は対象ユーザーの過失によることなく公知となったもの、(ii) オラクルによる開示の前に対象ユーザーが適法に占有していたもの、又は(iii) 何らの制限もなしに第三者から適法に開示を受けたもの。

(d) **情報の返却** オラクルから書面で要請を受けた場合、対象ユーザーは、速やかに、自らの占有下にある全ての機密情報を返却するか又は破棄する（かつ当該破棄を書面でオラクルに対し証明する）ものとします。

## 13. 変更

オラクルは、その単独の裁量により、対象ユーザーへの通知をもって、本契約を変更することができるものとします。通知は、対象サービス内での掲示、対象ユーザーのアカウントの管理者への交付、オラクルのWebサイト（現時点では[www.netsuite.com/tos](http://www.netsuite.com/tos)）、での掲示、又は他の何らかの方法で交付される場合があります。かかる変更のいずれも、(i) 対象ユーザーへの通知、又は(ii) オラクルのWebサイトでの掲示にてオラクルにより提供されたときから2週間後のうち、いずれか早い方の時点で、効力を生じるものとします。対象ユーザーによるSuiteCloudテクノロジーの継続的使用は、かかる変更に対する受諾となります。上記の場合を除き、本契約を変更し又は修正することはできません。ただし、相互に合意した書面の修正契約による場合は、この限りではありません。

## 14. 法令の遵守

対象ユーザーは、全ての適用のある連邦、州又は地域における法律、条例、規制、規則、決定、命令又は要件を遵守する旨に、同意します。上記を制限することなく、対象ユーザーは、対象サービス、SuiteCloudテクノロジー及び開発資産のいずれについても、米国の輸出停止、禁止又は制限に違反するアクセス又は使用を生じさせないものとします。

## 15. 広報

対象ユーザーは、(i) プレス・リリースの発行、(ii) 公式声明の発表、(iii) 本契約の公表又は(iv) オラクルのマーク又はロゴの使用を、オラクルの書面による事前同意なく行わないものとします。

## 16. 雑則

(a) 両当事者の関係 本契約の両当事者は、独立した契約者であり、本契約のいずれの定めも、(i) 一方の当事者に対し他方当事者の日常的業務を指揮管理する権限を付与するもの、(ii) 代理関係又は雇用関係を生じさせるもの、又は、(iii) 一方の当事者に対しその相手方を第三者との契約で拘束する権限を付与するもの、と解釈されないものとします。

(b) 金銭的責任 対象ユーザーは、本契約の履行に関連する自己の経費の一切を負担することとし、かかる経費のいずれについてもオラクルから償還を受ける権利を有しないものとします。

(c) 第三受益者の不存在 本契約は、第三者の利益のために締結されたものではありません。

(d) 権利放棄の否認 放棄又は同意が書面によりなされ、かつ、放棄又は同意をしたと主張する当事者によって署名されない限り、本契約の条件又は規定のいずれも放棄されたものとみなされることはなく、いかなる違反も免責されることはありません明示又は黙示を問わず、いずれの当事者による他方当事者の違反に対する同意又は権利放棄も、他のいかなる別の又は後続の違反に対する同意、権利放棄又は免責となるものではありません。

(e) 存続 本契約の§1、8乃至12、15及び16は、本契約の期間満了又は終了の後も存続するものとします。

(f) 譲渡及び委任 対象ユーザーは、オラクルの事前の書面による同意なく、本契約を譲渡することはできません。

(g) 準拠法 本契約は、日本国の実体法及び手続法が適用され、各当事者は、本契約から生じる又は関連する一切の紛争について東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

(h) 差止めによる救済 本契約におけるいかなる別段の定めにもかかわらず、オラクルは、その単独の裁量により、管轄権を有するいかなる裁判所においても、司法上の予備的救済（仮の差止めによる救済も含まれますが、これに限定されません）を申し立てることができるものとします。

(i) 弁護士費用 本契約の条項の行使のため、又は本契約に定められた規定、条件若しくは権利のいずれかの行使を目的とする訴訟を提起するため、又は何らかの訴訟について防御するためにオラクルが弁護士（複数名の場合も含まれます）を起用する必要がある場合において、オラクルがかかる訴訟に勝利したときは、弁護士及び専門家証人の合理的費用に加えて、仲裁廷又は管轄裁判所により定められた当該裁判の費用及び経費を、対象ユーザーから回収する権利を有するものとします。

(j) 完全合意 本契約は、本契約の主題に関する両当事者の完全な理解を構成するものであり、両当事者間における従前の一切の交渉、協議、約束及び合意に取って代わります。本契約のいずれかの規定が無効であると宣告された場合、当該規定は、本契約から分離され、本契約における他の規定は、引き続き完全な効力を有するものとします。

(k) 「SuiteFlex」から「SuiteCloud」への名称変更 「SuiteFlex」という用語は、「SuiteCloud」に名称が変更されています。名称の変更を除き、従前「SuiteFlex」という語が含まれていたいかなる用語の意味及び用法は、変更されず、本契約その他の契約、サービス条件又は対象サービス及びドキュメントのいかなる部分における「SuiteCloud」及び「SuiteFlex」という語の用法のいずれも、同義かつ置き換え可能であるものとします。